

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則
根拠条項	第4条第2項
許認可等の種類	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の行為許可に係る更新 （農政部所管の区域内に限る。）
法令の定め	第4条第2項 法第18条第1項又は法第42条第1項の規定による知事の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可の期間満了後引き続き当該行為の許可を受けようとするときは、法第3条第1項（同条第3項において準用する場合も含む。以下第6条において同じ。）の規定にかかわらず、当該許可の期間満了の日の1月前までに、別記第4号様式の申請書を知事に提出しなければならない。
審査基準	更新しようとする内容が、当該地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の現状から判断して、地すべり防止又はぼた山の崩壊防止を著しく阻害し、もしくは地すべり及びぼた山の崩壊を著しく助長するものではないこと。
標準処理期間	総期間 25日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 25日・丹（ ）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係（電話番号：011-231-4111（内線27-628））
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm ） ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局（振興局）から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く なお、空知、上川は調整課指導企画係